## 平成27年3月27日(金) 裁決の概要

## 【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】

						参	考	
	処分庁	審査請求人	審査請求 年月日	指定疾病及び 審査請求の区分	裁決の概要	審査請求の概要	処分庁への 申請年月日	①原処分年月日 ②異議申立年月日 ③異議申立に対す る処分年月日
1 名	古屋市	愛知県名古屋 市の男性	平21. 7. 27	慢性気管支炎	原因となって死亡した場合に限られず、指定疾病がその死因に寄与していると医学的常識をもって認められる場合を含むとしているから、被認定者	審査請求人は、被認定死亡者の 息子。被認定死亡者は、慢性気 管支炎と気管支ぜん息について 昭和57年から3級、昭和60年か らは2級、平成元年からは1級 で認定。	平19. 11. 16	①平20.7.28 ②平20.8.6 ③平21.7.7

## 【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

処分庁	審査請求人	審査請求 年月日	指定疾病及び 審査請求の区分	裁決の概要	参	考	
					審査請求の概要	処分庁への 申請年月日	原処分年月日
独立行政法人 環境再生保全 機構	愛媛県東温市 の女性	平24. 4. 24	著しい呼吸機能障 害を伴う石綿肺	胸膜プラークは認められるもののじん肺法に定める第1型以上と同様の肺   線維化所見け認められたかった   したがって 著しい呼吸機能障害を伴う	審査請求人は、未申請死亡者の 妻。審査請求人は、未申請死亡 者が石綿を吸入することにより 石綿肺に罹患したとして申請。	平23. 10. 15	平24. 2. 28
独立行政法人 環境再生保全 機構	大阪府大阪市 の男性	平24. 10. 3	肺がん	はいいた。 様の肺線維化所見は認められなかった。本事案ではほかに病理組織診断や 細胞診、石線小体の計測についての資料がなく、石線によろ肺がみと認め	審査請求人は、未申請死亡者の 子。審査請求人は、未申請死亡 者が石綿を吸入することにより 肺がんに罹患したとして申請。	平24. 3. 9	平24. 8. 28

処分庁	審査請求人	審査請求	指定疾病及び	裁決の概要	参	考	
<b>元</b> 月11	<b>省</b> 旦	年月日	審査請求の区分	<b>秋</b> 八√/M女	審査請求の概要	処分庁への 申請年月日	原処分年月日
独立行政法人 環境再生保全 機構	東京都豊島区の女性	平25. 3. 21	肺がん 特別遺族弔慰金 特別葬祭料	の記載は認められなかった。したがって、肺がんが石綿を吸入することにより発症したとは認められない。 請求人は、診断書等に「アスベストーシス」との診断名が記載されてい	審査請求人は、法の施行前死亡者の妻。審査請求人は、施行前死亡者が石綿を吸入することにより肺がんに罹患したとして申請。	平23. 12. 12	平25. 3. 11